

# 兵庫県公報

平成23年5月17日 火曜日 第2286号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 換地処分に伴う多可町の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 平成23年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
<b>公 告</b>	
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（青少年課）	6
○ 特約業者の指定（税務課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	7
○ 同 上（同）	7
<b>県議会告示</b>	
○ 兵庫県議会議員記章規程	8
<b>教育委員会告示</b>	
○ 博物館の登録	9
○ 博物館の登録事項の変更	9
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	10
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	12

## 告 示

### 兵庫県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、多可町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、多可町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
中区西安田	札ノ辻	301の一部 302の1の一部	中区西安田	森ノ前

森ノ前	341から343までの各一部 部 348 349 350の1	344 345 346の一部 357の1の一部	347の一	中区西安 田	札ノ辻
-----	-----------------------------------	----------------------------	-------	-----------	-----

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。  
また、大字中区西安田字森ノ前341、342に隣接する道路である公有地の一部は、大字西安田字札ノ辻に編入する。

備考 地番は、平成23年2月22日現在の地番である。



**兵庫県告示第546号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成23年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成23年5月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験日時  
平成23年8月18日（木）午前9時30分から
- 2 試験場所  
神戸市兵庫区駅前通1丁目3番28号 神戸理容美容専門学校
- 3 試験科目
  - (1) 衛生法規に関する知識
  - (2) 公衆衛生に関する知識
  - (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 4 受験資格  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- 5 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書  
兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあっては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市及び西宮市にあっては各保健所。以下同じ。）において配布する。
    - イ 写真1枚  
出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦7.0センチメートル、横5.6センチメートルのものとし、その裏面に氏名を記入したもの。
    - ウ 履歴書
    - エ 受験資格を証する書類  
卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。
    - オ 受験者の氏名等がエに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあっては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書又は同法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書）を提示すること。
  - (2) 提出期間  
平成23年7月6日（水）から同月13日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。ただし、県外居住者は、郵送により提出することができる。  
なお、県外居住者が郵送する場合は簡易書留とし、平成23年7月13日（水）までの消印のあるもの限り受け付ける。
  - (3) 提出先
    - ア 兵庫県内に住所を有する者  
住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、仕上げのできるカッターシャツ（白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの）1枚及び昼食

7 合格者の発表

(1) 日時

平成23年9月16日（金）午前9時30分

(2) 場所

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



**兵庫県告示第547号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町坂野字トドロキ27から30まで、32、33の2から33の4まで、33の9から33の11まで、33の15から33の20まで、34、580から582まで、584の1、584の2、585から587まで、590の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字トドロキ27から29まで・34・587（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、585、586

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第548号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市川上字土戸418の1から418の4まで、422の1から422の5まで、423、423の1、424の1から424の3まで、433の1から433の4まで、434の1から434の4まで、435

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字土戸418の1・422の1・423・424の1・433の1・434の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、418の2から418の4まで、422の2から422の5まで、424の2、424の3、433の2から433の4まで、434の2から434の4まで、435

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第549号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成22年10月15日から平成23年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市戸ノ内町4丁目地区



**兵庫県告示第550号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（街区多角点の復旧測量）

2 作業期間

平成22年12月1日から平成23年4月20日まで

3 作業地域

西宮市上大市2丁目ほか



**兵庫県告示第551号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

明石市

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

3. 6. 528号大坪線

3 事業施行期間

変更前 平成17年 2月 1日から平成26年 3月31日まで

変更後 平成17年 2月 1日から平成30年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

明石市

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

7. 7. 509号山陽電鉄側道 7号線

3 事業施行期間

変更前 平成14年 3月26日から平成25年 3月31日まで

変更後 平成14年 3月26日から平成29年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第553号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

明石市

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

7. 7. 510号山陽電鉄側道 8号線

3 事業施行期間

変更前 平成14年 3月26日から平成25年 3月31日まで

変更後 平成14年 3月26日から平成29年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第554号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
7.7.511号山陽電鉄側道10号線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成14年 3月26日から平成25年 3月31日まで  
変更後 平成14年 3月26日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第555号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22淡路位置 0009号	23. 4. 29	淡路市志筑字孫九郎2456番24、2468番 8、2468番12、2468番17及び2469番 4 の各一部 同 市志筑字南3860番77、3860番121及び3860番122の各一部並びに3860番123及び3860番128	5. 70	29. 70

**公 告**

**立入調査権限者身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書	H21268	平成21年 6月22日	平成23年 3月15日



**特約業者の指定**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者を指定した。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
前田石油 株式会社	西宮市松生町12-7	平成23年 4月17日

~~~~~

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市三条町65番1、65番8から65番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市東延末4丁目70番地  
株式会社ハウジングタイホー 代表取締役 横 野 修 三
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成23年 3月24日  
兵庫県指令神南（西土）（建）第1-1-2号（22芦屋）

~~~~~

### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称） ケーズデンキ三田ウッディタウン店  
所在地 三田市けやき台一丁目2番2
- 2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要
  - (1) 本店舗周辺には中学校や市民センター（図書館）などが隣接することから、歩行者や自転車等が関係する接触事故が増加することのないように、警察との十分な協議と安全対策を講じること。
  - (2) 本店舗の屋内外について、専属警備員の巡回や巡視等により不測の事態に備え、未成年者の不法行為やたむろ、喫煙などに対する未然防止対策を講じ、その処理に当たっては警察など関係機関と連携を密にして対処すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年 5月17日から 1月間

~~~~~

### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称） ミリオンタウン伊丹荒牧店  
所在地 伊丹市鴻池七丁目63番2ほか

## 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 事前対策として、開店後に予測される交通渋滞とその影響範囲や時間帯等について、事前の情報開示や情報交換の場を確保し、予防対策や緩和措置等に関して協議を行うこと。なお、情報提供及び事前の協議を要望するのは以下の事項とする。

(7) 荷さばき施設への車両出入口付近の安全確保について

(4) 来店経路の周知の徹底と方法について（周辺道路、主要道路への看板設置やチラシ配布等）

(9) 周辺バス停付近の安全確保について

(2) その他路線バスの定時かつ安全運行の確保に必要な事項について

イ 事後対応として、開店後の周辺道路状況に応じて、適宜、講じるべき対策を協議・実施できるよう、必要な体制を維持すること。

## (2) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進についての配慮

廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化に取り組み、廃棄物の削減に努めること。

## (3) 防災、防犯対策への協力

災害時の一時避難所の供与や救援物資の提供などについて、市との協定締結や「いたみ災害サポート登録」等を検討すること。

## (4) 廃棄物に係る事項等

廃棄物収集時の安全確保や騒音について配慮すること。

## (5) 街並みづくり等への配慮等

都市景観形成に配慮すること。

## (6) その他

ア 計画敷地北東交差点は、天神川幼稚園、天神川小学校、荒牧中学校の通園路・通学路に該当する。交通調査結果によれば、当該交差点の通行車両と歩行者の数が多き時間帯が、通園・通学の時間帯にはほぼ一致することから、当該交差点において交通誘導員を複数配置し、園児・生徒の安全な通行を守るため誘導を行うこと。

イ 周辺道路の交通渋滞、生活道路への来退店車両の進入、周辺住宅への騒音、通学路の安全確保など、開店後に起こる諸問題についての周辺住民や自治会等からの苦情・要望に対しては、必要に応じて住民の会合に参加するなど、誠意ある対応や信頼関係の構築に努めること。

## 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成23年5月17日から1週間

## 県 議 会 告 示

## 兵庫県議会告示第3号

兵庫県議会議員記章規程を次のように定める。

平成23年5月17日

兵庫県議会議長 山本敏信

## 兵庫県議会議員記章規程

(議員記章の交付)

第1条 兵庫県議会議員（以下「議員」という。）としての身分を明らかにするため、兵庫県議会議員記章（以下「議員記章」という。）を別記様式のとおり定め、議員にこれを交付する。

(貸与等の禁止)

第2条 議員記章は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

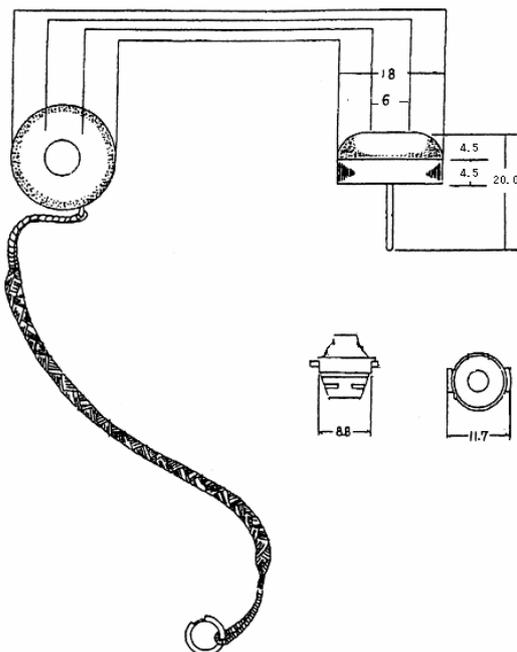
(議員記章の再交付)

第3条 議員記章を破損し、又は紛失したときは、実費をもって再交付を受けなければならない。

附 則

1 この告示は、平成23年6月11日から施行する。

2 兵庫県議会議員き章規程（昭和34年兵庫県議会告示第1号）は、廃止する。  
別記様式（第1条関係）



(規格)

- (1) 大きさ 直径：18ミリメートル 枠部高さ：4.5ミリメートル
- (2) 型式 タイタック式ピン止め  
付属として引環付防止ひも（絹編み紺色）
- (3) 地質 金属
- (4) 地色 金属部分：金色 モール部分：紺色  
中央に菊花模様を配置
- (5) 刻字 裏面に「兵庫県議会議員記章」の文字を配置

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館を登録した。  
平成23年 5月17日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 登 録 年 月 日              | 平成23年 4月25日             |
| 登 録 番 号                | 第28号                    |
| 設 置 者 の 名 称<br>及 び 住 所 | 宗教法人 清澄寺<br>宝塚市米谷字清シ1番地 |
| 名 称                    | 鉄斎美術館                   |
| 所 在 地                  | 宝塚市米谷字清シ1番地             |
| 備 考                    | 種別 美術博物館                |



兵庫県教育委員会告示第7号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条の規定により、次のとおり博物館の登録事項を変更した。

平成23年 5月17日

兵庫教育委員会  
委員長 西村 亮一

|                |                      |              |
|----------------|----------------------|--------------|
| 登録変更年月日        | 平成23年 4月 2日          |              |
| 登録番号           | 第 7号                 |              |
| 設置者の名称         | 変更後                  | 公益財団法人 香雪美術館 |
|                | 変更前                  | 財団法人 香雪美術館   |
| 施設の名称          | 香雪美術館                |              |
| 設置者の住所及び施設の所在地 | 神戸市東灘区御影郡家 2丁目12番 1号 |              |
| 備考             | 種別 美術博物館             |              |

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫公安委員会告示第135号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年 5月17日

兵庫公安委員会  
委員長 下村 俊子

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）
  - (2) 実施日  
ア 新規取得講習  
平成23年 6月20日（月）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間  
イ 追加取得講習  
平成23年 6月23日（木）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通 6丁目 1番12号 三宮ビル東館 8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習、追加取得講習ともに、6月28日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者  
ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者  
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者  
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成23年5月23日(月)から同年6月3日(金)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

## 警 察 本 部 公 告

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年 5月17日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

## 1 調達内容

- (1) 調達内容及び数量  
兵庫県警察総合情報システム一式の賃貸借
- (2) 調達物品の特質等  
契約担当者が示す仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
平成23年11月1日から平成28年10月31日まで
- (4) 設置場所  
兵庫県警察本部庁舎及び指定場所
- (5) 入札方法  
上記(1)の調達について総価により入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく暴力団又は暴力団関連企業でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 二見  
電話 (078) 341-7441 内線 2273
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年5月17日(火)から同月31日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成23年6月27日(月)午前10時00分  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年6月24日(金)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年6月24日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
免除
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した書類を平成23年5月31日(火)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から必要書類の提出並びに提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成23年7月4日(月))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、上記1(1)の調達の1箇月当たりの賃貸借料に契約月数を乗じた総額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。